



発行所
公益社団法人 国民文化研究会
(九州←→東京←→全国)
東京都渋谷区東1-13-1-402
振替 00170-1-60507
電話 03-5468-6230
FAX 03-5468-1470
https://www.kokubunken.or.jp
E-mail: info@kokubunken.or.jp
月刊「国民同胞」編集部
毎月一回10日発行
購読料 年間2000円

自民政権下で、浸潤する「革命」思想

―所謂「LGBT理解増進法」を考へる―

山内健生

ことし正月の年賀状に、私は次のやうに認めた。

《昨年六月に、生命の根源（男女のあり方）を曖昧にする法律が拙速にも成立しました。「理解を増進する」といふ建前から、職場での研修だけでなく、小学校の段階から導入されようとしてゐます。既に教材が用意されてゐます。

物理的な外敵は目に見えますが、「公の秩序と善良の風俗」を損ふ「思想の侵蝕」は目には見えません。この法律によつて、国の基本が内から徐々に崩壊していくのではないかと気懸かりです。》

昨年六月に成立した「生命の根源（男女のあり方）を曖昧にする法律」とは言ふまでもなく、所謂「LGBT理解増進法」のことだ。この法律が与党・自民党内にも多くあった異論を抑へた党執行部の、岸田首相の強い意向によつて成立

したことは周知のことで、およそ考へられないことだった。

前記の年賀状に「：既に教材が用意されてゐます」と書いたのは、「活動家」と覚しき民間団体作成の小学生向け「副教材」が現に学校現場に相当程度売り込まれて出回つてゐるとのネット情報に拠つたのだが、去る三月文部科学省が公表した令和七年度に使用される中学校教科書の検定結果によれば、「LGBTなど性的マイノリティー

についての記述が増加。社会科地理など現行本には記載がない教科にも登場し、教科横断的なテーマとして扱われるようになった。」（三月二十三日付産経新聞）といふ。このことは、「LGBT理解増進法」の成立と無関係ではないはずだ。

この度の検定は中学生用の教科書書だったが、杞憂が現実になった。三月十四日、札幌高裁は、「婚

姻は両性の合意のみに基づいて成立する」とした憲法24条1項は「同性婚も保障している」とする初判断を示して、関連規定を違憲とした（三月十五日付産経新聞）。およそ文理の筋からも考へられない判決だが、これも「LGBT理解増進法」の成立とは関係ないとは言へないであらう。

札幌高裁判決のあつた同日の午前には東京地裁で、同性同士の結婚を認めてゐない法律の規定を「違憲状態」であるとの判断が出されてゐる。これについて、エマニュエル米駐日大使は「千里の道も歩から。婚姻の自由、そして法の下の平等を実現するために、日本がまた一歩前進しました」とX(旧ツイッター)に書き込んでゐた（三月十五日、産経ニュース）。

同大使は、「LGBT理解増進法」を巡つても、前回サミットの文書を盾に昨年二月、成立を促す米英仏独伊加及びEUの駐日大使ら七人が連署した「広島サミット議長国」の岸田首相宛の「私信」を取り纏めてゐた（昨年三月十六日、東京新聞web）。一年前の四月頃、五月開催の広島サミットまでに「LGBT保護法案」の成立を図るべきだとの声が与野党間に見られたが、その後には、かうしたことがあつたのだ（歴史的宗教文化的に見て、性的マイノリ

ティーが「命の危険」に晒されて来た欧米から何を学べといふのか。

エマニュエル大使の言動には「日本人は十二歳の少年である」とのマッカーサー発言が直ちに想起される。二〇〇三年三月に始まつたイラク戦争の際には、ブッシュ米大統領が「イラクの民主化」の必要性を強調して、かつて米国によつて民主化した「成功例」に日本がある旨を述べてゐたことも思ひ出す。かうした米国要人の独善的思考には辟易するが、米大使の書き込みと軌を同じくしたやうな朝日新聞や毎日新聞の社説には改めて驚かさされた。曰く「同性婚訴訟『違憲の法』いつ正す」（朝日）、「同性間にも『婚姻の自由』尊厳を守る画期的判決だ」（毎日）。一体、日本をどこへ導かうといふのか。

今や「男らしさ」「女らしさ」とどころか、「母性」「父性」を耳にすることさへ稀になつた。「同性婚」云々の声に接すると、スクリーンの寅さんが「さうか、一人娘か。早く良い婿を貰うんだな」などと話す場面が蘇る。「嫡天下」「内助の功」等々も。これらが「公の秩序と善良の風俗」の内実だ。性別がぼかされれば社会生活は抛を見失ふだらう。危機は失関だけではないのだ。（元拓殖大学日本文化研究所客員教授）